

(保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(一部抜粋)

保険

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、株式会社かんぽ生命保険(以下「(株)かんぽ生命保険」という。)による日本国における保険の販売について、次の約束及び慣行を確認した。

1 定義

この保険の節において、「日本郵政」とは、日本郵政株式会社(以下「日本郵政(株)」という。)、日本郵便株式会社(以下「日本郵便(株)」という。)及びそれらを承継する団体をいう。

2 日本郵政の販売網へのアクセス

(a) 日本国政府は、次のことを確認することにより、民間の保険サービス提供者に対し、透明性のあるかつ競争的な方法で日本郵政の販売網へのアクセスを与えることの重要性を確認する。

(i) 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号。その改正を含む。)のいかなる規定も、日本郵便(株)に対し、(株)かんぽ生命保険の生命保険商品を取り扱うために(株)かんぽ生命保険との契約を維持することを要求するものでなく、また、他の保険サービス提供者の保険商品を取り扱う日本郵政の能力を競争条件に悪影響を及ぼす方法で制限するものでないこと。

(ii) 郵政民営化法、日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号。その改正を含む。)及び日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号。その改正を含む。)に基づいて日本郵政が負う保険商品に関するユニバーサルサービスを提供する義務が、(株)かんぽ生命保険以外のサービス提供者の保険商品が(株)かんぽ生命保険の商品と競合する場合においても、日本郵政が当該保険商品を取り扱うことを妨げるものでないこと。

(b) 日本国政府は、日本郵政が、その販売網を通じて民間部門のサービス提供者の商品(「(株)かんぽ生命保険の商品」と競合するものを含む。)を取り扱うことを含め、自己のサービスを向上させることの便益を認識する。日本国政府は、日本郵政がその販売網を通じて民間の保険サービス提供者の商品(「(株)かんぽ生命保険の商品」と競合するものを含む。)を取り扱うことを抑制されないことを確保する。日本国政府は、日本郵便(株)が、民間の保険サービス提供者との間の議論を通じて取扱店の数及び場所を決定した上で、その販売網を民間の保険サービス提供者の商品の取扱いのために利用可能とすることを妨げない。日本国政府は、日本郵政による保険商品の取扱いの条件として、日本郵政及び民間の保険サービス提供者が消費者の保護の観点から保険の募集及び提供のための適当な管理体制を維持し

ていることを確保する。

(c) 日本国政府は、日本郵政が、その販売網を通じて販売する保険商品を選択する際、商業的な原則に基づき、かつ、日本郵政と潜在的なサービス提供者との関係にかかわらずその選択を行うことを確認する。

(d) 日本国政府は、日本郵政の販売網へのアクセスを提供する過程において全ての保険サービス提供者に対する無差別及び開放性の原則が適用されることが、(株)かんぽ生命保険と他の保険サービス提供者との間における対等な競争条件の提供の重要な一環を成すことを認識する。日本国政府は、日本郵政がその販売網へのアクセスを提供する際の手続及び原則に関する情報を提供するため、アメリカ合衆国政府の要請に応じ、同政府のための連絡先を利用可能とする。

3 規制上の監督及び取扱い

(a) 日本国政府は、TPP協定第十一章附属書十一―B第C節2の規定に従い、同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者よりも(株)かんぽ生命保険による保険サービスの提供について有利となるような競争条件を生じさせないかなる措置(保険業法(平成七年法律第五五号。その改正を含む。))

の執行に関するものを含む。)も採用せず、又は維持しない。

(b) 金融庁は、(株)かんぽ生命保険が新規の保険商品のための申請を提出する場合には、(株)かんぽ生命保険が新規商品を健全に管理する能力を有しているかどうか並びに保険業法及び関連規則の下で求められているその他の内部の管理及びシステム(保険金の支払及び契約者の保護に関するものを含む。)を確立しているかどうかを評価するため、保険業法に基づき、(株)かんぽ生命保険の業務の審査を行う。金融庁は、(株)かんぽ生命保険の業務を審査するに当たり、(株)かんぽ生命保険と他の保険サービス提供者との間に対等な競争条件を提供するため、他の保険サービス提供者に対して適用される基準と同一の基準を適用する。

(c) 日本国政府は、(株)かんぽ生命保険が民営化の過程にあることを考慮し、金融庁郵便貯金・保険監督参事官室が保険業法及び郵政民営化法の双方に基づいて(株)かんぽ生命保険の適切かつ一貫した監督を確保する責任を有すること、同室及び保険課が共に金融庁監督局長による監督に服すること並びに同室及び同課の存在が決して(株)かんぽ生命保険に対する監督の公平性を損なうものではないことを確認する。

(d) 日本国政府は、総務省の監督責任が(株)かんぽ生命保険を独立の立場で規制する金融庁の権限を妨げないことを確保する。日本国政府は、また、総務省から異動し、又は派遣され、(株)かんぽ生命保険に対する監督責任を有する金融庁職員が金融庁の関連部署の長に対してのみ報告することを確認する。

(e) (株)かんぽ生命保険の株式の五十パーセント以上が売却され、郵政民営化法に基づき(株)かんぽ生命保険の新規商品の届出を提出するときは、金融庁及び総務省は、(株)かんぽ生命保険がその新規商品の届出を提出するときは、他の保険サービス提供者と対等な競争条件が阻害されているかどうかを評価し、必要な場合には、その評価の結果に基づいて適当な行動をとる。